

告示

埼玉県告示第八百三十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区間
県道	三芳富士見線	埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目二三七八番二地先から 埼玉県富士見市山室一丁目一五一〇番一 地先まで